

○中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付要綱

令和6年7月31日

告示第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震（以下「地震」という。）による被害から早期の復興と被災者の負担の軽減を図るため、宅地の復旧に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、中能登町補助金交付規則（平成17年中能登町規則第29号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 地震により被害を受けた土地であって、当該被害を受けた時において住宅（企業、団体等の社宅、寮その他これらに類する施設を除く。以下同じ。）の用に供されていたものをいう。
- (2) 所有者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 宅地の所有者
 - イ 宅地の管理者又は占有者（当該宅地の所有者から第3条第1項に規定する対象工事の施工について承諾を得た者に限る。）
 - ウ 地震による全壊・半壊解体世帯で、地震発生時に中能登町内に居住していたものが、当町内の宅地において住まいの再建を行う者（再建先の宅地を占有する場合は、当該宅地の所有者から承諾を得た者に限る。）

(対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、所有者等が行う宅地の復旧のために必要な次の各号に掲げる工事（当該工事に関する調査及び設計を含む。）とし、その内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 復旧工事 宅地を原形に復旧することを基本とした次に掲げる工事（構造基準を満たすものに変更する工事を含む。）

ア のり面の復旧工事

イ 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む。）

ウ 地盤の復旧工事（陥没に対応する工事を含む。）

(2) 地盤改良工事 液状化が発生したとみられる区域における液状化の再発による被害を防止するための住宅建屋（住宅及びこれに附属する用途に供する建築物をいう。次号において同じ。）下の地盤改良工事

(3) 住宅基礎の傾斜修復工事 住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、対象工事としない。

(1) 宅地耐震化推進事業等の公共事業が施行される宅地における工事（当該公共事業に含まない工事であると町長が認める工事を除く。）

(2) 既にこの要綱による補助金の交付を受けた工事

(3) その他の補助制度の対象となる工事であって、町長が補助金の交付対象に該当しないと認めるもの

(4) 分譲宅地等の宅地開発の事業の用に供されている宅地における工事

(5) 併用住宅の用に供されている宅地における工事で非住宅部分に関するもの

(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項の規定に基づく命令、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項から第3項までの規定に基づく監督処分又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項にもとづく監督処分を受けている宅地における工事

(7) 前各号に掲げるもののほか、宅地に適用される法令、条例、規則又はこの要綱に基づき町長が行った指示に違反した所有者等が行う工事

3 対象工事の施工範囲は、地震により被災した箇所及びその復旧のために必要と町長が認める部分とする。

4 対象工事は、第5条の規定による補助金の交付申請の日から起算して1年以内に完了するものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、対象工事の施工に要する費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む以下「対象工事实額」という。）から50万円を控除した額に3分

の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、766万6,000円を上限とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする所有者等（所有者等が補助金の交付を受けようとする場合であって、当該宅地が2以上の者の共有に属するときは、その代表者）（以下「申請者」という。）は、中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事の設計図書（位置図、計画平面図等を含む。以下同じ。）
- (2) 対象工事の見積書の写し及びその工事費内訳書
- (3) 宅地の被災状況を確認できる資料
- (4) 宅地の所有者（申請者を除く。）の承諾書（複数の所有者が共有している場合に限る。）
- (5) 宅地の登記全部事項証明書及び公図の写し
- (6) 宅地が住宅の用に供されていたことが確認できる資料
- (7) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達するために必要な条件を付することができる。

（報告）

第7条 町長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、対象工事の進捗状況について報告を求めることができる。

（対象工事の内容変更等）

第8条 交付決定者は、対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金変更承認申請書

(様式第4号)に必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による承認をしたときは、中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付決定変更(取消)通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(対象工事の完了)

第9条 交付決定者は、対象工事が完了したときは、速やかに中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金完了届(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 対象工事の完成図書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(現場審査及び補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、速やかに現場審査を行い、対象工事が設計図書(第8条第1項の規定による内容変更等に係る書面を含む。次項及び第3項において同じ。)の内容に適合しているか否かを審査するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、対象工事が設計図書の内容に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の規定による審査の結果、対象工事が設計図書の内容に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し設計図書の内容に適合するよう変更又は手直しの指示を行うことができる。

- 4 交付決定者は、前項の規定による指示があったときは、当該指示に従って変更又は手直しを行い、町長の再審査を受けなければならない

- 5 第2項及び第3項の規定は前項の再審査について準用する。

(請求及び交付)

第11条 前条第2項の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けた交付決定者は、中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付請求書(様式第8号)に対象工事实額

の全額を工事施工者等に支払ったことが分かる領収書等の書面を添えて、補助金の交付を町長に請求しなければならない。ただし、交付決定者が、補助金の交付後15日以内に工事施工業者への支払いを行い延滞なく領収書を提出する旨の誓約書を町長に提出することで町長は工事施工者への支払い前に補助金を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく、対象工事が著しく遅延し、又は廃止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 第6条第2項の規定による補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規則に違反したとき。
- (5) 補助金の交付決定後に対象工事でないことが判明したとき。
- (6) その他町長が補助金の交付決定を取り消すことが相当と認めたとき。

2 町長は、補助金の交付決定を取り消したときは、中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の整備等)

第13条 交付決定者は、補助金及び対象工事に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(賠償責任)

第14条 補助金の交付に係る対象工事に関して交付決定者及びその関係者に生じた損害については、本町はその責を負わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則（令和7年10月20日告示第73号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年1月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年

中能登町長

郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号（ ） -

中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付申請書

中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金の交付を受けたいので、中能登町被災宅
援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、下記の事業の認定
す。

記

| | | | |
|-------------|---|--------|------------|
| 1 施 工 場 所 | | | |
| 2 土 地 所 有 者 | 氏名 | | 電話番号 |
| | 住所 | (〒 —) | |
| 3 被災宅地の状況 | | | |
| 4 工 事 の 内 容 | <input type="checkbox"/> のり面の復旧工事 <input type="checkbox"/> 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工 <input type="checkbox"/> 地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む。） <input type="checkbox"/> 地盤改良工事 <input type="checkbox"/> 住宅基礎の傾斜修復工事 | | |
| 5 工 事 の 期 間 | 着手 | 年 | 月 日 |
| | 完成 | 年 | 月 日 |
| 6 工 事 施 工 者 | 住所 会社名 代表者 職名 氏名 | | |
| 7 対象工事費額 | 金 | | 円（別紙 見積書のと |
| 8 交付申請額 | 金 | | 円 |

※添付書類

①被災宅地等復旧支援事業補助金交付要綱（住居用、店舗用、工業用、農業用、漁業用）

様式第2号（第6条関係）

第
年

住所
氏名 様

中能登町長

中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金
下記のとおり交付することに決定したので、中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金
6条の規定により通知します。

記

1 土地の所在及び地番

2 対象工事費 _____ 円

3 補助金交付額（内示額） _____ 円

4 補助金交付の条件

- (1) 対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとする
長に中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に町長
める書類を添えて提出し、その承認を受けてください。
- (2) 対象工事が完了予定日より遅れる場合、又は対象工事の施工が困難となったとき
報告してその指示を受けてください。
- (3) 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を命
① 正当な理由がなく、対象工事を著しく遅延し、又は廃止したとき
② 偽りその他不正な手段により、宅地復旧補助金の交付の決定を受けたとき
③ 中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定による
違反したとき
④ 中能登町補助金交付規則又はこの要綱の規則に違反したとき
⑤ その他宅地復旧等支援事業補助金の交付決定又は補助金交付後に対象工事でな
明したとき
- (4) 対象工事の施工の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。
- (5) 対象工事が完了したとき中能登町に提出する書類又は施工現場等が設計図書
していないと認められたときは、中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付要綱
其べき亦更又は手直しを指示する場合があります。この指示に従わないときは、本通知

様式第3号（第6条関係）

第
年

住所
氏名 様

中能登町長

中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金
中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり決定
で通知します。

記

- 1 土地の所在及び地番
- 2 基金の交付 交付しない
- 3 不交付理由

様式第4号（第8条関係）

年

中能登町長

郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号（ ） -

中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付の決定通知がありました中
能登町被災宅地等復旧支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、中能登町被災宅
地等復旧支援事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

| | | |
|-----------------------|---------------------------|------------------|
| 1 施工場所 (土地の所在及び地番) | | |
| 2 土地所有者 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 3 工事施工者 | 住所 会社名 代表者 職名 氏名 | |
| 4 対象工事費 | 変更前 円 | 変更後 (別紙 見積書のお |
| 5 補助金申請額 | | 円 |
| 6 変更理由 | | |

様式第5号（第8条関係）

第
年

住所
氏名 様

中能登町長

中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付決定変更（取消）通

年 月 日付で申請があった補助金交付変更については、中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第8条に基づき、下記決定しましたので通知します。

記

1 土地の所在及び地番

2 変更内容

3 変更の可否 可 / 否

4 変更補助金対象工事費

円

5 変更補助金交付額（内示額）

円

6 補助金交付の条件

- (1) 対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとする長に中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に照認める書類を添えて提出し、その承認を受けてください。
- (2) 対象工事が、完了予定日より遅れる場合、又は対象工事の施工が困難となったときに報告してその指示を受けてください。
- (3) 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を命
① 正当な理由がなく、対象工事を著しく遅延し、又は廃止したとき。
② 偽りその他不正な手段により、宅地復旧補助金の交付の決定を受けたとき。
③ 補助金交付要綱第6条第2項の規定による交付の条件に違反したとき。
④ 中能登町補助金交付規則又はこの要綱の規則に違反したとき。
⑤ その他宅地復旧補助金の交付決定又は補助金交付後に対象工事でないことが半
- (4) 対象工事の竣工の竣工を期するまで必要がある場合は竣工検査等を実施し、その

様式第6号（第9条関係）

年

中能登町長

郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号（ ） -

中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金工事完了届

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた中能登町等復旧支援事業補助金に係る工事が完了しましたので、中能登町被災宅地等復旧支援交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

| | | |
|-------------|---|-------|
| 1 施 工 場 所 | | |
| 2 土 地 所 有 者 | (住所) | |
| | (氏名) | |
| 3 工 事 の 内 容 | <input type="checkbox"/> のり面の復旧工事 <input type="checkbox"/> 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工 <input type="checkbox"/> 地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む。） <input type="checkbox"/> 地盤改良工事 <input type="checkbox"/> 住宅基礎の傾斜修復工事 | |
| 4 工 事 の 期 間 | 着手 | 年 月 日 |
| | 完成 | 年 月 日 |
| 5 工 事 施 工 者 | 住所 会社名 代表者 職名 氏名 | |

様式第7号(第10条関係)

第
年

住所
氏名 様

中能登町長

中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付額確定通知書

中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり
いて、交付額が確定しましたので通知します。

記

| | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1 施工場所 (土地の所在及び地番) | |
| 2 土地所有者 | 住所 |
| | 氏名 |
| 3 工事施工者 | 住所 会社名 代表者 職名 氏名 |
| 4 対象工事費 | 円 |
| 5 交付確定額 | 円 |

中能登町長

郵便番号
現住所
フリガナ
氏名
電話番号（ ） -

中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付額確定の通知がありました中能登町
復旧支援事業補助金について、中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付要綱第1
に基づき、下記のとおり請求します。

記

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|--------------|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 1 | 補助金請求額 (補助金交付確定額) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 振込先銀行 | 銀行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1 普通 2 当座 | 口座 番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 口座名義 | フリガナ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- ※ 添付書類
- ① 中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付額確定通知書の写し
 - ② 領収書等の書面
 - ③ その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第12条関係）

第
年

住所
氏名 様

中能登町長

中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請があった補助金交付については、中能登町被災宅
援事業補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します

記

- 1 土地の所在及び地番
- 2 取消理由

参考様式1

工事施工承諾書

私が所有する下記の土地において、中能登町被災宅地等復旧支援事業補助金交付要
1項に規定する対象工事を施工することについて承諾します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

申請者との関係 _____

中能登町長

記

| 所在地 | 地番 | 地目 | 全所有 |
|-----|----|----|-----|
| | | | |

参考様式2

委任状

年

中能登町長

住 所 _____

委任者 氏 名 _____

連絡先 _____

私は、下記の者を代理人と定め、委任事項に記載する一切の権限を委任します。ま
のトラブルについては双方で解決します。

住 所 _____

受任者 氏 名 _____

連絡先 _____

委任事項

- 1 中能登町被災宅地等復旧支援事業の実施に関する補助金交付申請書の提出に関する件
- 2 中能登町被災宅地等復旧支援事業の実施に関する補助金交付決定通知書または中
宅地等復旧支援事業の実施に関する補助金不交付決定通知書の受領に関する件
- 3 契約の締結に関する件
- 4 中能登町被災宅地等復旧支援事業の実施に関する補助金変更承認申請書の提出に
関する件
- 5 中能登町被災宅地等復旧支援事業の実施に関する補助金決定変更通知書の受領に
関する件
- 6 中能登町被災宅地等復旧支援事業の実施に関する補助金工事完了届の提出に
関する件
- 7 中能登町被災宅地等復旧支援事業の実施に関する補助金交付額決定通知書の受領
に関する件
- 8 中能登町被災宅地等復旧支援事業の実施に関する補助金の請求及び受領に
関する件

委 任 期 間 年 月 日 ~ 年 月
委任事項を限定するときは、委任しない事項を横線にて抹消し、訂正印（委任者）
ください。

参考様式3

補助事業の執行にかかる費用領収書写しの提出に関する誓約

年

中能登町長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____
(署名又は記名押印)

年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知があった「中能地等復旧支援事業補助金交付要綱」の完了報告に際し、その事業費の支払いを証するについては、補助金の交付を受けた後に支払いを予定している事情から、現時点ではとができません。

つきましては、補助金交付後 15 日以内に支払いを行い、遅滞なく費用領収書を提出誓約しますので、何卒よろしくお願いいたします。

様式第 1 号 (第5条関係)

様式第 2 号 (第6条関係)

様式第 3 号 (第6条関係)

様式第 4 号 (第8条関係)

様式第 5 号 (第8条関係)

様式第 6 号 (第9条関係)

様式第 7 号 (第10条関係)

様式第 8 号 (第11条関係)

様式第 9 号 (第12条関係)

参考様式 1

参考様式 2

参考様式 3